
目安箱への投稿

■日付：2024/3/5

■件名：歩掛見積について

■ご意見・お問い合わせ

追加指示の歩掛見積の提出を求められ、提出しましたが変更には反映されず
出面精算で変更と言われました。

見積依頼書も無く口頭での依頼はOKでしょうか？不要な見積の依頼はやめ
て頂きたい。また、全ての作成を受注者に任せるので無く不明な箇所のみ
の数量・金額等を記入する様式を依頼書と共に送ってほしい。

■回答

発注時より追加工種をが想定される場合は、予め契約図書（特記仕様書）に
追加・予定時期を明示するように指導徹底します。

標準歩掛のない追加工種については、受注者への「歩掛見積」により対応す
るものとします。また、見積した歩掛の妥当性確認のため、施工時の「歩掛調
査」を実施し、受発注者間で協議のうえ、調査結果に応じた歩掛にて変更契約
を行います。

なお、歩掛見積の依頼方法については、発注担当課にて見積依頼書を作成し、
依頼先へFAXまたはメール等で依頼したのち、依頼書（正）を送付することと
しており、適切な手続きにより依頼を行うよう指導してまいります。